

第五十五回国会 逓信委員会 議 録 第 八 号

昭和四十二年五月二十五日(木曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 秋田 大助君

理事 志賀健次郎君

理事 森本 靖君

小淵 恵三君

上林山榮吉君

木部 佳昭君

中曾根康弘君

羽田武嗣郎君

井手 以誠君

樋上 新一君

古内 広雄君

出席國務大臣

郵政 大臣 小林 武治君

出席政府委員

郵政政務次官 田澤 吉郎君

郵政大臣官房長 竹下 一記君

郵政省簡易保険局長 武田 功君

委員外の出席者

専門員 水田 誠君

本日の会議に付した案件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案(内閣提出第八六号)

○松澤委員長 これより会議を開きます。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案、及び昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。中井徳次郎君。

○中井委員 議題は二件であるようですが、郵便年金契約に関する特別措置法案、これはあとに回しまして、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、この点について一、二点伺ってみたいと思います。

特別養老保険の最高限度額を百五十万円にするという点に関する質疑は、昨日金丸委員から非常に適切な御質問がありましたので、またそれに關する郵政大臣の回答は率直でありましたので、それにはききよう私は触れませんが、その質疑の中で一、二点だけ簡易生命保険の現状及び将来について伺っておきたいと思っております。

その第一点は、簡易生命保険と一般の生命保険との総契約高の比率なんというところがきのうの問題になっていました。戦前は四対一であつたというふうなことが、戦後は六対一だというふうなことですが、これはどうしてそういうふうになつていったのか。それから戦前の四対一というのは一体いつごろの話なのか。そういうことについて——私は簡易保険などというのは一向にしろとでありまして、しかし、経済界全般の判断の中で、またいまの日本の国民生活のあり方、そういうものに関連しまして、ちよつと考えてみたいと思ひますので、その辺のところを御回答いただきたいと思ひます。

○武田(功)政府委員 戦前の比較を昨日申し上げましたのは、戦前の古くからの集計という意味ではございませんで、戦前のある時期をとりまして数字でございます。御承知のように、民間保険は簡易保険よりも歴史がずっと古うございまして、そして早くから、わが国で明治の初年から始めております。簡易保険は、御案内のように大正五年に創始いたしましたものでございまして、ちよつと昨

年五十周年を迎えている、こういうことでございまして、戦前の比較におきましても、特に民間保険の場合には、簡易保険のごとく最高制限額のきめもございせんし、有審査でございますが、非常に高額な保険をとる、こういうことから保険金額を比較いたしますと、あのような姿になつておるわけでございます。戦後御承知のごとく民間保険も無審査保険を始めまして、その関係もございまして伸びまして、生命保険会社も二十社になり、かつ保険金額も約三十兆近くになつていこうと、昨今の比較をいたしますと、大体六対一というふうな形になつた次第でございます。

○中井委員 一体戦前の一対四というのはいつの比率なんですか。

○武田(功)政府委員 大体昭和十七、八年ごろの比率を私は申し上げたつもりでございます。

○中井委員 私はきのうあなたと金丸さんの問答を伺つておつて、金丸さんは御承知のとおり実はこの方面の専門家であります。したがつて、金丸さんはさらに突つ込みはしませんでしたけれども、戦後のこの日本の経済界あるいは日本の社会組織の変革ということを考えてみますと、戦前と比べまして、いわゆる簡易生命保険に加入する階級といひますか、下がずっと何といつても上がつてきておると思ひますから、非常にふえていゝるんじゃないかと私は思ひます。でございまして、戦前が一對四でありましたならば、戦後はさらにその差が狭まつて、一對六じゃなくて一對三ぐらいになるべきじゃないかというふうな感じが、私はその問答を通じてくみ取つたのです。それがどうして一對四が一對六でとどまつてゐるのか。それは生命保険一般に、民間の保険会社も無審査ですか、そういうものをやつたからと言つてしまふばそれまでですが、しかし、全国のある何千とある郵政局を使つてゐる皆さんの活動で

ます。たいへんなものだらうと思ひます。そうして職員の方々は熱心をやつておられる。それでどうしてこれにとまつてゐるのか。どつかに欠陥があるのではないかというふうな感じが私はするのです。それでお尋ねする。

○武田(功)政府委員 契約高の比較で申し上げております関係で、そういう姿になつておりますが、御案内のごとく、民間保険は有審査でございますが、会社によりまして最高七千万ですか、八千万まで認可を得るところもございまして。そういうふうなことからいいたしますと、保険契約高で比較すれば、民間保険のほうが三十兆であり、また簡保が五兆ということについて、私は簡保に大きな欠陥があるとは思ひませんが、ただ御案内のように、簡易保険は創始以来最高制限額をきめてやつておりますのと、それからやはり対象が全国津々浦々で、そうしてできるだけ低所得階級というところにももともとから重点を置いて開拓してきたというこの歴史的事実に基づきましてこういう姿になつてゐると私は信じております。

○中井委員 歴史的事実に基づくならば、民間が三十兆なら簡易保険は十兆ぐらいになつておらなければいかぬのに——先ほどからあなたには理由を——二あげておられるが、その理由は戦前でもあつた。戦前と戦後で非常に変わったものがあるのですか。何か民間と簡易保険との間に非常に変わったものがあるのですか。たとえば簡易保険の最高限度額が戦前のそれに比べて、物価騰貴の比率からして非常に低いとか何かあるのですか。そのところを伺ひたい。

○武田(功)政府委員 戦後の著しい変化と申しますと、民間保険でも無審査保険をする、あるいは月掛けの集金もするといったようなところが一番大きな変化でございます。また、簡易保険の場合には、その職員にいたしましたも、予算あるいは

定員上の制約がございますが、民間の場合には、各会社、それぞれその会社の業態に応じ、また、その職務の形態もいろいろ変わっておりまして、従事する職員の数はかなり開きがある、こういうことがあるいは戦後の特徴かと思ひます。

○中井委員 無審査を始めたということだけは、それは私も変わつておるものとして認めますが、あとは変わつてないじゃないですか、いまの御説明では、機構や制度で何か非常に窮屈だというのが、窮屈なら窮屈で直したらどうです。だれも反対しませんよ。そういうようなことで私は、福祉国家であるとかなんだとかいって、自民党の歴代の総理以下各大臣も、そういうことをわれわれが質問するとしよつちゅう言うんです。そういう形を目ざしておるならば、簡易保険の伸びなんというものは、五十万円とか百万円とかいふのでございますから、これは非常に伸びておるべきものだ。別に社会保険として私は見ておるわけでも何でもありませんけれども、広い意味においてそういう一般庶民のその程度の余力というものは十分あるはずで、それをどうして、簡易保険制度があるものならよう使わないのかということ、どうです、その辺のところは、どこかに欠点がある。たとえば一般の生命保険会社はこういうふうなことをやっておる。簡易保険はそれはまだやれぬ。何か、大正五年か何かにあなた方がつくられた五十年というのに、五年から十年間に四対一になったものが、その後三十年ほどの間一向、だんだん後退をしておるという形、どうも私に了解できないんですが、どうですか。

○武田(功)政府委員 民間保険との比較でございますが、私、あまり民間関係のことを申し上げるのはいささかどうかと思ひますけれども、民間保険のほうはいろいろと保険の種類も多様になってきております。そして民間との比較を申し上げますと、先ほど申し上げました点のほかに、民間保険はかなり保険の種類が簡易保険に比べて多いということもございます。また、募集のしかたについてもこれはかなり差異がございます。ただ、あ

るいは御指摘のように、簡保が伸びないというよりなことといいたしますならば、単に民間保険との関係だけでございませんで、最近、私どものこの分野を取り巻くいろいろな募集環境は非常に複雑になっておりまして、あるいは農協生命共済もございまして、また、その他いわゆる保険類似制度というものがかなり進んでおります。また、国民年金なり厚生年金なりそういったような社会保障的な面も非常に進んでまいっております。それから全部をひくくめましての中におきまして保険を進める。前会もお答えいたしましたように、まだまだ日本の保険思想の普及というものはあまり高いものじゃございせんけれども、それらの中にあつていろいろと伸ばすためには、大体年間一〇%ないし十数%の伸び率を一応の目標として進めておるというような状況でございます。

○中井委員 そういたしますと、政府とされましては、簡易生命保険に関する現状の把握は、もうこれで精一ぱいやっているんだ、こういうことですか。

○武田(功)政府委員 先刻来申し上げますように、まだ未加入分野は相当ございます。これを地域的にあるいは年齢的にいろいろと分析いたしますと、まだまだ未開拓分野は多いでございます。私どもはこれを埋めていくということによつて、今後、先ほど申しましたような伸びは十分期待できると考えております。

○中井委員 どうも私にも十分納得できる回答ではありませぬ。そういうふうな、ほかの社会保険制度その他がどんどんできてきた。民間の保険業が新しい観点で時代に即していろいろな保険制度をつくつて国民にアピールしておるというその中にありまして、簡易保険だけではどうも少々もたもたしているのじゃないか。それから、かなり私の受けまする印象では、生命保険というものはもつと明るく振つていくべきものじゃないかと思ひますが、どうもやはり官営の欠陥でありますか、少しじみ過ぎて陰気である。勧誘に来る、や

ません。全体として何かそういう感じでありまして。ですから、同じ入るんなら民間に入つておいたほうが何かこうさあというときに気やすく頼めるといふふうな――実は反対なんだ。どうも起つた場合は一般の民間のほうがなかなか言を左右にしてむづかしい。皆さんのほうが簡単なんです。そういうことが伸びを縮めているのは陰のなにかないかという感じが私は持つわけです。しかし、この程度にしておきましょう。

それから、もう一つ伺つておきます。それは、何か資金の運用の面で民間よりも利幅といふか、そういうものが二%ばかり低いんだといふうなきう質疑応答があつたと思ひますが、これについてもう一度承つておきたいと思ひます。どういうことでそうなつておるのか、それについて今後どういう努力をすべきであるのか、その辺等も含めて伺つておきたい。

○武田(功)政府委員 現在の簡保におきましては、簡保資金運用法によりまして運用対象が法定されております。それは、その範囲はほとんど資金運用部の資金を財投に向けます範囲とほぼ同一でございます。なお、多少電力債の面で違ひはございますけれども、大半はいわゆる財投計画の対象と同一になっております。それからもう一点、簡保の創始以来の精神からいたしまして、できるだけ地方還元あるいは契約者のために、国民のために還元ということも一つの柱としております関係で、地方自治団体、地方公共団体への貸し付けというところも約四十数%を振り向けるというふうにしております。したがしまして、利回りの関係が、一般の民間会社が財務貸し付けその他やりますのとはこれはたいへん違ひがございまして、そういうふうなことから、簡保が大体運用利回りが六・五%ということになり、民間のほうは、あるいは株も持つておりますし、また不動産も持つております。また、あるいは非常に大きな比率を占めておりますのはいわゆる財務貸し付け、それでもつてその資産構成から見ますと、約二%、おそらく四

十一年度では一・二%から一・五%ぐらいの開きになるのじゃないかろうか、こういうふうな姿でございまして。

○中井委員 この運用はあなたがやつてゐるのですか。大蔵省がやつてゐるのですか、郵政省がやつてゐるのですか。

○武田(功)政府委員 法のたてまえは、郵政大臣がこれを管理、運用いたします。ただその際に、資金運用審議会の議を経なければなりませんことと、それから先ほど申し上げますように、運用対象が資金運用部の運用対象と同一であります。特に最近の、財政上大きなウエートを占めております財政投融資計画との関連がございまして、大蔵省と協議の上で定めることになるのが実態でございます。

○中井委員 いまのところ、その点については紛争がないわけですね。昔、この資金の運用について大蔵省と郵政省との間においてずいぶん争われたが、もう片がついておるわけですね。問題ありませんね。

〔委員長退席、加藤常委員長代理着席〕
○武田(功)政府委員 問題というお尋ねをどういうふうにお答え申し上げていいかよくとあれでございますが、私どもは、やはり簡易保険の資金は加入者から寄託されたものでございまして、これをできるだけ有利に運用したい。こういうことから高利回りになるものに運用範囲を広げたい。これは従来の主張でございますし、こういう点では、以前からまた今後でもいろいろと努力をしなければなりませんし、しておるわけでございます。ただ個々の計画の決定は、やはり予算とやらはらになりますので、その時期に大体相談いたしまして、特に私のほうは簡保の資金でございますから、たとえば債権部分と融資部分との比重のきめ方というものはかなり私どもの主張を入れてもらつておると私は思つております。

○中井委員 あと二つ伺ひます。
そこで、簡保の運営の経費ですが、これは民間のものよりも人件費その他安いというふうな問答

がきのうあつたように伺うのですが、その点どうですか。

○武田(功)政府委員 昨日お答え申し上げましたように、一応私どもの試算いたしましたところの事業費の比較でございます。それぞれ中の仕組みあるいは財務制度の立て方、資産の問題、いろいろ違いますので、直ちにあれをもつてすべてとは判断しかねると思ひますが、簡保のほうは二〇%をそこで事業費率を上げて、こういう次第でございます。

○中井委員 それから最後に、これは少し乱暴な意見なんですが、大体戦後日本で保険行政といひますか、この簡易生命保険等の伸びなんか案外大きくない基本的な原因として、やはり物価騰貴があるのじゃないかと思ひます。養老保険二十年入つたつて、いま百万円入つたつて二十年たてば二十五万円ぐらいの値打ちしかなくなる。大体十年で物価が倍になりますから、そんな保険みたいなものはあほらしくて入れるか、これは私は隠れた事情だと思ひますが、そういうことについてどう考へておられるのか。戦前の日本の物価騰貴の比率は明治から大体一年三%か四%、戦後はいまだに八%から一割、去年あたりから少し下がつてきたのです。したがつてばかばかしくて保険なんか入れるかという一つの判断があるということなんです。ですけれども、それは何千万円という保険についてはそういうことは言えるが、簡易保険くらいならば、これも一つの長期の貯金のようなつもりで、せつかくすすめられたのだからというふうなことであると、百万円が二十五万円になつてもまあまあという感じもある。そういう点では私は逆に、民間のものは伸びにくくて、零細なものは案外そういうものに影響なくて伸びていくべきものじゃないかというふうにもかつて考へておつたのです。ところがきのう聞きますと、そうじゃないと言ひますから、どういふことかなど、どうもよくわからないのですが、そういうことにつきまして、まあ物価騰貴でスライド制なんといふのは、生命保険じゃちよつとむずかしいのじやないかと思ひけれども、何かそういうものを救済する方法が保険制度としてできないものか、そういうものを研究することはどうか。こういうことについて、きょうは次官もいらつしやるし、局長も見えてるので、私は率直に見解を聞きたいと思ひます。

○中井委員 それから最後に、これは少し乱暴な意見なんですが、大体戦後日本で保険行政といひますか、この簡易生命保険等の伸びなんか案外大きくない基本的な原因として、やはり物価騰貴があるのじゃないかと思ひます。養老保険二十年入つたつて、いま百万円入つたつて二十年たてば二十五万円ぐらいの値打ちしかなくなる。大体十年で物価が倍になりますから、そんな保険みたいなものはあほらしくて入れるか、これは私は隠れた事情だと思ひますが、そういうことについてどう考へておられるのか。戦前の日本の物価騰貴の比率は明治から大体一年三%か四%、戦後はいまだに八%から一割、去年あたりから少し下がつてきたのです。したがつてばかばかしくて保険なんか入れるかという一つの判断があるということなんです。ですけれども、それは何千万円という保険についてはそういうことは言えるが、簡易保険くらいならば、これも一つの長期の貯金のようなつもりで、せつかくすすめられたのだからというふうなことであると、百万円が二十五万円になつてもまあまあという感じもある。そういう点では私は逆に、民間のものは伸びにくくて、零細なものは案外そういうものに影響なくて伸びていくべきものじゃないかというふうにもかつて考へておつたのです。ところがきのう聞きますと、そうじゃないと言ひますから、どういふことかなど、どうもよくわからないのですが、そういうことにつきまして、まあ物価騰貴でスライド制なんといふのは、生命保険じゃちよつとむずかしいのじやないかと思ひけれども、何かそういうものを救済する方法が保険制度としてできないものか、そういうものを研究することはどうか。こういうことについて、きょうは次官もいらつしやるし、局長も見えてるので、私は率直に見解を聞きたいと思ひます。

私もお互いに戦前から戦後にずうつと——私は戦中派じゃありません。戦前派ですが、たいていの人は保険である意味では被害を受けている。子供のとき思ひ切つて五千円の保険に入つた、一万円の保険に入つた。いまの金にすると一千万円くらいのもので、ボーナスを半分保険料に支払つたが、戦争に負けてありやあというこゝになつた。それにこりてもう戦後は保険なんか入らないという人がずいぶんあると思ひます。いまはもちろんそれほど極端でも何でもありませんけれども、何かそういうことから考へて私どもは、定期預金の利子よりも物価騰貴のほうが上回るようなことではもう経済としては全くなつちやない、非常によくないものだなんて言つていますが、その長期的な関係で保険と貨幣価値の下落との関係、それをどこで歯止めをするかというふうなことにいつて皆さんは研究されたことがあるか、またされていなければ研究するということは非常に重要なことじゃないか。やるやらぬじやありませんよ。これは世界的な問題だらうと思ひますが、その辺のところの見解を伺つて、私の質問を終わります。

○武田(功)政府委員 物価と保険の関係は、御指摘のとおりまことにむずかしい問題でございます。私どももその点につきまして従来いろいろ調査いたしまして、たとえば端的に申し上げますと、変額保険なんか成り立ち得るであらうかというところでございます。これはわが国では民間保険でも非常に研究しております。またアメリカでは、ある社はこれをやっておりますが、それも完全な物価スライドの方式まではいってありません。さういふことは非常にむずかしい問題でございます。特に貯金と保険との関係、またこういう長期

性のある保険をどうするかというところはたいへんむずかしい問題でございます。この点はただいまのような低廉な保険料でやつていこうとするこゝには非常に困難がございます。ただ、御指摘のように、今後も十分この点は勉強いたしたいと思つております。

ただ、おこたを返すようでございますが、貯金と保険はそもそも性格が違います。これは御承知のとおりでございます。したがひまして結果においてたいへんな被害のあつたものもございすけれども、簡易保険におきまして、入りまして多少削減期間はございますが、すぐなくなつても保険金額は取れる、こういう点が貯金とはたいへんな違いでございます。この点私どもはいろいろな機会に、いゝば保険思想の普及と申しますか、そういうことをよく外務員諸君も説明するように言つております。特にいま御提案申し上げて御審議いただいております特別養老保険などは、特別保険料を賦課しないで、ほとんど普通の保険料で倍額の死亡保険金にするとかあるいはまた交通事故その他、最近のようなこういう事故の多い時代でございます。そういう事故死の場合には事故死によるところのまた倍額にする。こういうたうな制度もございすので、そういう点を考へ合はせまして、保険は相互扶助によつて老後の保障であるいはまたそういう不慮の際の補償ということをやつておりますので、私どもその点の御理解をいただくように今後ともつとめたいと思つております。

○中井委員 いまの御答弁で、あなたのおっしゃることもございすけれども、たとえば二十年満期で満期が来た、そうして払い戻しというときに、二十年間の物価を計算してその五割をやるとか四割をやるとか、具体的にそういうことが経営として私はできるかと思ひます。それができたら非常にすばらしいと思ひます。猛烈に契約がふえるだらうと思ひますが、その辺のところどうですか。

○武田(功)政府委員 現在でも簡易保険は満期になりましてらわゆる分配金という形で配当をしております。ただこれが民間保険形態でやつておりますと、毎期毎期の決算で配当するという形をとりますので、現実にはその時点で保険料が安くなるという印象を与えております。ただ簡易保険は創始以来の仕組み上、その最終に、満期のときに分配金をお払いする。試みに一つの例を申し上げますと、二十年満期で一番高い場合は百八カ月分をお戻しする、こういったような仕組みでございます。この点が十分にまだ徹底しておりませんので、簡易保険は損だという印象を与えておりますけれども、また経営状況のいかんを見まして、剰余金が出ます場合はできるだけまたこれも増配をするといふことをやつております。ただ多少この点も事業費の関係でもつと改善できる、こう思ひますので、近い将来にわゆる機械化が進みますと、こういう点ははつと上げ得られると思つております。

○中井委員 ぼくの言つておることあなたの答弁と違ふのだ。ぼくの言つておるのは、キャッチフレーズとして物価騰貴まで考へておるといふ形のものではないか、こういうことを言つておるわけですか。それは額がどうだ、率はどうだといふのではなくて、実際問題としてはそれは下落するかもしれないし、そういうときはそのままでいいわけですか。しかし世界の大勢としては騰貴を続けていくでしよう。貨幣価値の下落は続くでしよう。それを見るか見ないかという、このことですね。金額の絶対額じゃなくて、そういうことがキャッチフレーズとして非常に新鮮味があつて魅力的だと私は思ひますが、その辺のところについてどう考へになりますか。できるかできないか。

○武田(功)政府委員 私どももそういうふうにしたいという意欲のもとに検討しておる次第でございます。

○中井委員 最後ですが、簡易保険が先べんをつけるということはたいへん勇気が要するだらうと思ひます。いまの自民党政府でやることはなかなかたいへんだと思ひけれども、しかしこれをやると

いうことはたいへんなことだという感じを持っておりますから、ひとつ大いに研究をしてもらうことを特に要請をしまして質問を終わります。

○田澤政府委員 たいはい中井先生からお話のありました問題は非常に重要な問題でございますので、保険局長から言われました分配金の問題を研究するとともに、そういう趣旨の保険にしていこうに今後研究してまいりたいと思います。

○加藤常委員長代理 森本靖君。

○森本委員 それでは簡易生命保険法について先ほども中井委員から言われましたように、郵便年金の法案についてはあと回しといたしまして、簡易生命保険の問題について質問をいたしたいと思います。

まず最初にお聞きしたいと思いますことは、昭和四十一年度の簡易保険の募集目標と、それから成立額それから四十二年募集目標、これはどうなっておりますか。

○武田(功)政府委員 昭和四十一年度は簡易保険四十五億でございます。それで実績は、この三月末で締めまして四十八億でございます。それから四十二年度の予算目標は四十八億でございます。

○森本委員 これは保険料額ですが。

○武田(功)政府委員 さようでございます。

○森本委員 それからこの簡易保険の募集のいわゆる年度はいつからになっておりますか。

○武田(功)政府委員 奨励年度といたしまして九月から八月までといたしております。

○森本委員 九月から八月までの募集年度というのは、どういうわけであつたわけですか。

○武田(功)政府委員 たしか三十五年からこの方式に切りかえましたものでございまして、保険の一番活躍時期が第一回は秋の十月から始まりまして、そしてまた暮れあるいは三月、こういうふうになってまいりますので、従来から会計年度にしたり、あるいはまた暦年にすべきか、いろいろと議論をいたしまして、また募集に従事しております職員の見えも入れまして、現在のうちに九月から立ち上がって、そうして一番のいい時期に全力

をあげる、こういうふうにしたほうがいいということになりまして、三十五年からたまたま申し上げましたような奨励年度方式をとったわけでございます。

○森本委員 これは九月一日から八月三十一日までの募集年度ということでありまして、この募集の目標というものは予算に関連をした目標じゃないですか。

○武田(功)政府委員 もちろん全体的には予算と関連させましていたしますが、奨励目標、募集目標は、やはり募集する人たちの意欲その他も考えてきめましますので、多少予算目標とは、ずれております。

○森本委員 そうすると、四十一年は予算は幾らですか。

○武田(功)政府委員 予算目標は先ほど申し上げましたように四十五億でございますが、奨励年度の目標は四十億で出ました。

○森本委員 そうすると、九月一日から八月三十一日までということになると、九月の一日に募集目標をつくるのはどういう目標をつくるのですか。

○武田(功)政府委員 やはり一応予算目標を想定いたしまして、(森本委員「来年は予算外じゃないか」と呼ぶ当該年度の予算目標でございますが、それを念頭に置きまして、そしてまた前年及びその前の実績それから各現業局の力というものを勘案いたしまして立てるわけでございます。

○森本委員 郵政省としては、国会で通ったところの予算を忠実に実行していく義務があるわけであつて、前年度の実績とか来年度の目標とかそんなことでなしに、国会を通った責任と任務があるわけだ。予算が通ればその予算を忠実に実行していくという任務があるとするならば、この募集年度も予算と同じようにするのがほんとうじゃないか。九月一日に募集目標をこしらえるとき、それじゃ四、五、六、七、八とこの五カ月の募集目標というものは一体何でつくるか。それからそんな

越権なことができるか。国会で全然予算も通っていないのに郵政省が勝手にこういう目標だなんということができるのですか。

○武田(功)政府委員 当該年度の予算はきまっております関係で、ただ御指摘のように来年になりまして来年の分があるいはないという御指摘を受けるかもしれないけれども、大体その点を見越しまして、働くほうの目標でございますから、その予算の目標額の範囲内で一応立ててやる、こういう形にしております。

○森本委員 予算を立てるといっても、来年の四月一日から法律が改正になって、場合によっては簡易保険がなくなるかも知れない。政府が出さなくなつて議員提案で出したら一体どうするんだ。それを三つの保険についてこれこれの目標で四月一日からのものをやるといふことについては私は越権だと思ふ。四月一日からの問題については予算の審議の際に、かりに君たちは、政府側から私たちが出さぬつもりですと云つておつても、議員には議員立法権があるわけだから、国会において簡易保険の種類その他についての変更を求めることのある議案が出てそれが通つたら一体どうするんだ。

○武田(功)政府委員 制度がなくなりません問題はちよつと私お答えいたしかねますけれども、先生御承知のように、これは内部におきまして働く努力目標でございます。したがって、私どもは予算執行の責任が、もちろん先生御指摘のようにございまして、その点をよく踏まえまして指導してまいります。現場におきまして働く人は月給で目標を立てるか、また年間立てるか、いろいろございまして、それが先ほど申し上げましたように、長年の経験からいろいろ現場の声も聞いて一番働きたい時期をとつてあげようということを立てましたものでございまして、決して予算のワケを出るとか乱る問題ではございません。また御案内のように目標を立て方というものは、これ即予算執行ではございまして、予算の執行は私どもの責任でございますが、働く人たちの働く目

標、こう御理解を願えたらと思ひます。

○森本委員 そうすると、九月一日から八月三十一日まで募集目標をこえて、それで九月から大体三月までは特別養老をやる、あるいは終身をやるといふような計画を立てて、四月一日から終身をやろうとすることと計画を立てておつた。ところがこれは御承知のとおり、予算については三月三十一日までに国会においては審議をするようにやるわけだ。この間は選挙があつたから特別だけれども、平生は三月三十一日まで審議するわけだ。それに應じてその予算案に関連をする法案を全部審議を急いでいくわけだ。そういう場合に年度目標としてあなたが言うように四月一日からいゆる終身保険をやろうと計画しておつて、それが三月の国会でなくなつたということになつたらどうする。

○武田(功)政府委員 いまお尋ねのような場合が出ましたら、募集目標の修正をしなければならなと思ひます。

○森本委員 募集目標の修正をするといふところ、その時期になつて修正して所期の目的を達成することができるといふことを考えた場合には、私が言つておつたことは現実にはあり得ない、しかしあり得ないことであつても法律的にはあり得る問題だ。だからそういう場合に年度途中において急遽相当の変更を来たすということになつたならば、中央地方を通じて相当の混乱を生ずることも事実なんです。だからこの募集年度というもののについてはやはり予算年度と同じようにするといふことが理論的には正しい。実際上なかなかむづかしいといふことがあるとするならば、一体、実行上こういうような募集目標を立てなければむづかしいといふことはどこに原因があるのか。それをほつきり納得のいく形で説明されるならばそれでいいのですが、いまの局長の答弁では、何も九月一日から八月三十一までにやらなければならぬ理屈にはならないわけだ。それなら四月一日から三月三十一日までにしたほうが筋が通る。

○武田(功)政府委員 確かに御指摘のように普通の形は会計年度にやるのが一番いいと思います。が、長い歴史の経過におきましていろいろの議論がありまして、これはきちっと割り切った理屈ではお答えできませんことは申しわけございませんが、何ぶん保険の募集というのは、現地の外務員諸君がほんとうに汗水たらして足で働く、そのときに一番いい時期に動くということが望ましいわけでございます。そういうことから簡易保険におきましては、御案内のように会計年度ではなしに歴年で募集年次をきめてやったこともございます。またたしか会計年度でやってあった時期もあったと記憶しております。そういうことの経過から見ても、一応内部的に現在やっておりますこの奨励年度のやり方が一番働きやすい。そしてちょうど八月、夏枯れと申しますので、夏枯れのとくに整理をして、また九月の活躍の準備をする、こういうようなことが現場の諸君の大きな希望でありまして、そういうことを入れまして立てましたので、御指摘のような途中の変化、いろいろ変更とかございましたときは、私ども本省の責任においてその修正をするとか、遺憾なきを期さなければならぬと思います。

○森本委員 私たちの本省の責任において遺憾なきを期すると言ったところで、たよりない責任をとったところで何もならぬわけであって、下部のほうのことを考えた場合は、私はやはりこれは会計年度にすべきだ、こう考える。もし会計年度にできないということであるとすれば、できない理由をはっきり明示してもらいたい。それから会計年度にできないということであるとするならば、途中で変更された場合には一体どうするか。その責任においてやりますと言っても、保険局長が責任を持って国会でやるのだからそれはしょうがない。これは私は前々からおかしいおかしな思っていた。これが米穀年度みたいに会計も何もかも一緒の年度ならいいんだ。これは普通の予算については四月一日からやっておいて、実際の募集目標の年度は九月の一日から八月の三十一日、

これは法的にはそういうものについては何もないわけだ。あなたのほうでかつてにきめていたわけだ。しかし、途中で変更されたならば、その募集目標の設定についても、相当急激に変更されなければならぬ。たとえば今回の法律案件についても、特別養老だけが百五十万円ということになっている。これは全部が百五十万円ということになれば、また変わってくる。そういうふうな変更が途中においてなきにしろあらずということとは、法律的には言える。だから、これは募集年度については会計年度と同じようにすべきであるというように私は考える。しかと返事をしてもらいたい。

○武田(功)政府委員 これは私ども二万数千の外務員を動かしておる者といまして、いまこでどうするということはお答えいたしかねます。よく現場の意見も聞き、また確かにいろいろ制度の問題も考えますと、先生の御指摘のようなことも起こるかもしれません。したがって、この点につきましては、十分検討させていただきます。

○森本委員 それでは、この法律が通過するまで、これは十分検討してきて、はつきりと返答願いたいと思います。

それから、この予算において、募集目標を予算額において四十五億というのをきめる。それから今年度は四十八億というふうにしたわけですが、これをきめる場合には、計数的にはどういうふうなきめ方をするわけですか。

○武田(功)政府委員 算出基準という形で私どもが一応つくっておりますものさしは、外務員の数、これを四〇%、それからその管内なり受け持ち区域、私どもは当初、郵政局単位でつくことにいたしております。人口を五、世帯数を十、個人所得を十五、貯蓄実績を五、郵便貯金残高五、地方税収入額を五、国税納付額を十、それから満期の件数五というものを一応のものさしといたしまして算出し、それに合わせまして前年あるいは前年度の実績、これが一つのその管内の力を示すわけでございますので、実績、また各郵政局から

の大体の希望、こういうものを参酌いたしました。予算目標額を設定する次第でございます。

○森本委員 そうすると、その予算目標額というものを設定して、今度郵政局に割りつける場合も、これと同じようなやり方をするわけですか。

○武田(功)政府委員 さようでございます。

○森本委員 そういたしますと、それを各局に割り当てる場合もそういうことになるわけですか。

○武田(功)政府委員 各郵政局長に、その点は個々の点をまかしておりますので、大体本省の方針に従いまして、さらにあるいは管内事情もございまして、その要素をどの程度加味いたしますか、それは郵政局の判断でございますが、大体はこういう考え方で末端まで配分するという形に相なります。

○森本委員 これ以外に郵政局の要素というのは何の要素があるのですか。いま言われたのは経済力もすべて何しておるのですが、これ以外の特別の郵政局の要素というのは何ですか。

○武田(功)政府委員 いろいろとござましたこととがありまして、これとこれというふうにはつきり申し上げかねますが、まあその局の局情もかなりございまして、また、あるいは新任者が多いとかあるいはベテランが非常に多いとかいうようなことともございます。そういうふうなことを、これは各郵政局が大体現場の状況を承知しておりますので、そういう点を加味するわけでありまして、

○森本委員 ベテランが多いとかいうようなことが一つ。それ以外に何がありますか。これは全部加味されておるのですよ、経済力も貯蓄もすべていまの答弁には、ほかに理由はないですよ。あるのはベテランだけだ。

○武田(功)政府委員 ほとんどは先生御指摘のようにならうと思っておりますけれども、何ぶん現場が生きておるものでございまして、そういうことをいろいろ考えてやります。

○森本委員 その場ののれんのかげんなことは言わぬように。きちんとした回答をしてもらいた

そうすると、各集配局に割り当てて、無集配局に割り当てないのですか。

○武田(功)政府委員 たてまえは無集配局に割り当てない形はとっております。ただ窓口受け付けと申しますか、窓口募集と申しますか、そういう形のものもございまして、また無集配側からの希望もございまして、それやこれやもございまして、大半の郵政局が一応割り当て目標という形ではなしに、ある程度の額を希望目標という形でもって割り当てているように承知しております。

〔加藤(常)委員長代理退席、委員長着席〕

○森本委員 その無集配局の希望目標というのはどういう率で割り当てをするわけですか。

○武田(功)政府委員 私のほうで先ほど申し上げましたような、こういう基準はつくっておりますので、個々の各局の実情を私はつきり承知いたしません。ただいままでの聞いておりますところは、かなり現地局のほうでこの程度なら受けられるということ、あるいはまた従来の実績等も見えております。もう一つは、無集配局で募集いたしますと、その後の集金関係は集配局に頼まなければなりません。そういうこともございまして、やはり集配局長とも話し合つてこの程度ならやれる、まあおうというふうなことでやっておりますように聞いております。

○森本委員 そうすると、これはもう目の子勘定で集配局と無集配局が何ほらおう、よっしゃ、こういうことでやっております。

○武田(功)政府委員 私のことは足りませんが、したけれども、集配局長と無集配局長の話し合いできめるのではなしに、やはり郵政局が当該局長の意見をもとにして希望額をきめている、こう聞いております。

○森本委員 郵政局が当該局の希望を聞いて、やるということではありますが、ただ希望を聞いて、やるということではなしに、何かそこにやはり基準があると思うのですが、その基準はどうなっているのですか。

○武田(功)政府委員 重ねて申し上げますが、本

省のたてまえは、無集配局は集金力もございませ
んし、外務員もおりませんから、基準はつくって
おりません。

○森本委員 そうすると、これはもう各郵政局
集配局と無集配局でまちまちにやっている、こ
ういふことですね。

○武田(功)政府委員 まちまちというお尋ねを
ちよつと私とかねますが、各郵政局ごとにきめ
ている、こゝろお答え申し上げます。

○森本委員 各郵政局ごとにきめているというこ
とであるならば、各郵政局ごとにきめているとこ
ろの一応の基準があるだろう、こゝろ聞いていた
わ。基準がなければまちまち、こゝろいふこと
なる。

○武田(功)政府委員 はつきりした基準は私に聞
いておりません。ただ、先ほども申し上げます
に、その後におきます集金の問題がございます
で、いわゆる集配局内の部分についての協力体
制、協力関係という形でもってきめるといふ
に聞いております。

○森本委員 それはおかしいですよ。集配局単位
できめるといったところで、一応の基準という
ものがあるはずだ。それがなかったらまちまち
になりますよ。一応の基準というものがあつて、その
局情局情によつて、それはまた違った形におい
て集配局、無集配局と話し合いをする、あるいは郵
政局が特別に見る、こゝろいふことはあるけれ
ども、何らかの基準、水準というものはあるはず
なんだ。

○武田(功)政府委員 その点私承知いたしませ
んの、調べましてお答え申し上げます。

○森本委員 それから四十一年度の四十八億の達
成額の中において、窓口の募集とそうでないもの
とはどういふ分け方になりますか。

○武田(功)政府委員 窓口募集というのとはど
んないふものではなからうかと私は思いますが、そ
のような集計方法をとっておりませんので、ちよ
つとたたいま資料がございせん。

○森本委員 募集手当てについては、窓口で募集す

るについても一般に募集するのと同じですか。

○武田(功)政府委員 これは同じでございます。

○森本委員 それはどういふ理由で同じになつて
おるわけですか。たとえば貯金にしても、定額貯
金についても窓口と実際にいってやつた場合は
募集手当てが違ふわけですね。保険の募集手当て
ものについても窓口とそれから実際に募集に
いふ場合と同じというのはどういふ理由です
か。

○武田(功)政府委員 私が窓口募集ということば
を使ひましたけれども、保険は御案内のごとくほ
んど局に入れに来る方はございせん。やはり
無集配の場合といへども、仕事の余暇を使つて
か、そういうことで外に出て募集いたしますのが
実態でございます。また私どものほうも募集は外
務員を主体にしてやつております関係で、全部一
本立ての募集手当ての制度をとつておる次第でござ
います。

○森本委員 それじゃ窓口募集というのとは一つも
ないと思つておるのか。そんなことはない。それ
ほど簡易保険というものが国民に信用がないと
思つておるのか。今度子供が生まれたけれども、簡
易保険に入れたというので、たまには郵便局の
窓口で相談にくる人もあるよ。それは全然ない
といふたら君たち自身が簡易保険について信用し
ないといふことになるのだ。それだけ国民に簡易
保険というものが行き渡つていないといふこと
なる。無理やりに募集しなければ簡易保険がで
きぬといふような考え方は困る。やはり局の窓口
に月に何人かは来るよ。簡易保険という制度がど
ういふ制度であつて、どういふように入つたらよ
ろしうございせんかという相談があるはずだ。た
またまそのときにそれは次にお伺ひして詳しく説
明しますからといふて説明に行つてやる場合もあ
るけれども、全然窓口で相談がないといふことは
ない。だからこの四十八億の中にはどれだけある
か知らぬけれども、やはりそういう関係において
窓口において相談を受けてこれに加入したとい
うのも相当私はあるはずだと思ふ。それがなけれ

ば国民があまり好まぬものをこつちが無理やりに
募集に行つて、そして選挙の戸別訪問じゃないで
すけれども、それらを一々回つていって無理やり
にそれを加入さすといふようにとられてもしかた
がない。私はそういうやうなところ、やはり宣伝が
あまりにも行き渡つていない。そういうところか
らわざわざ各家々を回つていってそして宣伝をす
れば、それはなるほどいいものがある、入つてお
こつたといふことで入つてくる。そう解釈しなけ
ればこの仕事に携わつておる者の誇りが私はない
と思ふ。そんなにきらわれるものを無理やり募集
して苦勞せんならぬことではないと思ふ。だから
そういう点について、私が聞いておるの、この四
十八億の中に少なくとも、私はある程度の数字は
窓口にある、こゝろ思つておるわけだ。そういう
点についてやはり保険局としては各郵政から参考
的に資料をとつて、今後の施策のなにするとい
うぐらひのやり方があつてしかるべきだ、こゝ
ろ思つておる。それで簡易保険の募集手当てにつ
いても、もし窓口募集とそれから一般の外務員が募集
にいつた場合と募集手当てが違ふことになるとする
ならば、これは定額貯金と同じになる程度の
差をつけても私はやむを得ぬじゃないか、こゝろ思
うのですが、その辺どうですか。貯金と比較して
どのくらい差をつけておるか。貯金局長おらぬか
ら官房長……。

○竹下政府委員 私正確には覚えておりません。
後ほど調べまして御連絡申し上げます。

○森本委員 窓口の問題についていま言いました
ように、私はもつと郵政省の保険局の最高幹部は
そういう保険というものに對してある程度の自信
を持つてやつてもらいたいと思ふ。あなたの方の頭
の中に、簡易保険というものについては無理やり
に回つてそういう頭が保険局長自体にあるのじゃ
ないか。そんなことでは簡易保険というものが国
民に親しまれる簡易保険になるもんじやない。簡
易保険というものがほんとうに国民に親しまれ
て、よいものといふことになれば、一般の国民が

郵便局の窓口、簡易保険に加入したいがどうい
う種類がありましようか、どういふ掛け金の状況
でございませうかといふことを聞きにくるよう
なかつたところがあるのあたりまへだと思ふ。だか
ら私はそういう点について、十分に簡易保険のあ
り方というものについては考えてもらいたい。保
険局長自体そんな考え方は、末端の第一線の従
業員は、これはどうも無理だけれども、上から募
集目標で押えつけられてつてきたたかめるのでや
むを得ぬので、毎日頭を下げて全くきみじめな気持
ちで募集していかなければならぬ、こゝろいふこと
に第一線の者がなるわけでありまふので、そうい
う点を十分にひとつ本省としても考えていただか
なければならぬと思ふ。

そこでいまの募集手当ての問題ですが、この手
当てはどの程度出ておりますか。

○武田(功)政府委員 募集手当ての予算額のお尋
ねかと思ひますが、ちよつと調べますので御容赦
いただきまして、現実に配算いたしますのは、大体
八割五分が手当てとして――目標額に對しまして大
体八〇%少しといふふうには御了解いただけたら
いと思ひます。

○森本委員 総額はそれでわかりませんが、個人に
渡る手当て額というものは幾らになっておりますか。
○武田(功)政府委員 募集手当てについては特定局
と普通局と多少違つておりまして、現在協約でき
まつております支給率は、普通局の場合は第一回
の保険料の四割でございます。それから特定局は
八割五分でございます。それに保険金に對しまし
ても比率をきめております。保険金の平均大体千
分の一ないし三でございます。

○森本委員 これ以外に契約雜費といふのがある
と思ひますが、それは幾らありますか、各局に
いいては分は。

○武田(功)政府委員 予算に對しまして百分の六
の計算からいきまして、現場にいきますときは百
分の四くらいになるかと思ひます。

○森本委員 それは特定局、普通局、違うだろ
う。

○武田(功)政府委員 いまこまかい資料を持ち合
わせませんが、若干違います。

○森本委員 だから、若干違ふというのは特定局
と普通局との程度になっておるか、こういうこ
とを聞いておるわけですか。これはなぜかとい
うと、一度決算委員会問題になって、私が会計
検査院に質問をして、会計検査院の通告をやり直
した経験を持っておるわけですか。だからそうい
う点で特に聞いておるわけですか。この四分とい
う契約雑費が、特定局と普通局と並べた場合に、普通局
には幾ら、特定局には幾ら、これを聞いておるわ
けですか。

○武田(功)政府委員 ただいま手元に特定局と普
通局との比較をした資料がございませんで、後
ほどお答えいたします。(森本委員)「外務課長
おらぬかね。外務課長おればすぐわかるはずだ
よ。」と呼ぶ。大体普通局が百分の四で特定局は百
分の十くらいになると思いますが、詳細のことは
調べましてお答えいたします。

○森本委員 普通局の契約雑費については、これ
はまあなんでもありますが、この普通局と特定局の
契約雑費については、保険の募集、それから保険
の加入者に対していろいろのサービスは、銀行あ
るいは保険会社と比べて遜色のないようにとい
うことで、石けんなり、あるいは簡単なタオルな
り持っていて配る、あるいはチラシをつくって配
るということをやっておると思いますが、大体そ
ういうことですか。

○武田(功)政府委員 大体先生の御指摘のとおり
です。

○森本委員 そこで、これは一度問題になったこ
とがありますが、実はこれは特定局の場合には契
約雑費というものをある程度、ある程度というよ
りも、従業員の士気高揚に使つてよろしいとい
うことになって使つておつたところが、会計検査
院から、これはいかぬ、不当行為であるという注
意があつて、郵政省から下部に対してそういう通達
を出したことがあります。それに対して私が、決
算委員会において、それは不当ではない、これは

従来からそういうしきたりであつて、要するに契
約雑費というものについては、募集がしやすいよ
うな環境にするのであつて、そういう一般の加入
者あるいはまたこれから入つてもらおうとする国
民の人々に対するサービスも当然だけれども、そ
ういふ場合にいわゆる外野の陣営が集まつて士気
高揚に使つておることも差しつかえないはずであ
るということ、たしかそのうちの四分の一か半
分だつたか、私もはっきりは忘れましたが、その
程度は士気高揚に使つてよろしいということに
なつて、もう一回そういう通達を出し直した経緯
があるわけですが、それはその後どうなつ
ておりますか。

○武田(功)政府委員 現在は大体、御指摘のよ
うな形で、通達もし、また使用しております。

○森本委員 それは四分の一ですか、半分です
か。

○武田(功)政府委員 ちょっと通達を持ち合わせ
ておりませんので正確に申し上げかねますけれ
ども、たしか四割程度というふうにしておると思
います。

○森本委員 何もかもはつきりするよう、各課
長そろえておいでください。

それから、この特定局の八割五分、普通局の四
割という差はどういうところからきております
か。

○武田(功)政府委員 手当におきます差は、やは
り特定局のほうが歩く距離も多くありますし、都
会の密集地で働きますのだいぶん違います。そ
ういふことも加味いたしまして差をつけてあるよ
うに承知しております。

○森本委員 それだけでですか。歩く率が多いから
ということではよくあるのかね。そんなば
かな理論がありますか。集配区内というものは、
特定局であるが普通局であるが、一応区切ら
れた形において集配区分がなされておるわけ
であつて、この八割五分と四割の差は、これは定員
の差でしょう。これは定員の算出根拠のはじき方
でしょうか。

○武田(功)政府委員 ちょっとことばが足りませ
んで恐縮でございますが、いま私が申し上げまし
たのは一例として募集環境のことを申し上げま
したけれども、御指摘のように定員の関係もござ
いますし、また服務が総合服務であるというよ
うな点もこの根拠になっております。

○森本委員 特定局が遠いから、普通局に近いか
ら、ということによつてこの手当が違ふというこ
との理論の立て方には納得しがたいですよ。これ
は総合服務と単独服務の違いであるということ
で、こういうふうが多いことならいいのです
が……。

そこで、その総合服務と単独服務の違いとい
うことになりすが、それはどういふような形に
なつておりますか。保険関係について、その違
い……。

○武田(功)政府委員 単独定員配置の場合は、保
険で申し上げますと、受け持ち契約件数が四千件
以上一万件未満の程度の集配局の場合に単独定員
配置としております。それから、受け持ち件数が
二千件以上四千件未満の集配局は総合定員配置、
そういうふうに分けておる次第であります。

○森本委員 それでは、保険の単独服務と総合服
務は、定員の算出の根拠が、もとが違ふのです
か。算出のしかたですね、たとえば一件について
何ぼ、保険金何ぼについて何ぼというふうな、算
出する場合にその根拠が違ふのか、根拠は一緒だ
けれどもどうなるのか……。

○武田(功)政府委員 能率基準を変えておりま
す。

○森本委員 そうすると、その根本の基準が違
う、こういうことですね。

○武田(功)政府委員 さようでございます。

○森本委員 そうすると、その能率基準がどの程
度違いますか。これはわかりやすく言つてくだ
さい。

○武田(功)政府委員 やはり算出の問題でござ
いますので、計数的に申し上げなければならな
いと思ひます。ちょっとただいまその計数を持
ち合

わせませんので、後ほど計数で御説明させていた
だきたいと思ひます。

○森本委員 私があえてよくこれを聞いておる
のは、郵政省から今度行政管理庁に出す回答の中
の一ページに「保険年金事業の実行定員は業務
量からみると、単独定員配置局の定員が不足し、
総合定員配置局の定員が過剰の形となつてい
る」と云々といふことがあるわけですか。こうい
う回答を郵政省が正式に行政管理庁に出す以上
はこの内容が明らかでないといふはつきりしな
い、こう思つていまいく聞いたわけでありすが、そ
うするといふこの単独服務と総合服務について
は、その件数によつて違ふということですが、そ
のものとの基準が保険については違ふのですか、
そこが大事ですね。たとえば私の考えでは、総合
服務と単独服務であつても、たとえば保険がA局
においては一・三なら一・三、こういふはじき
方になる。ところが単独服務の場合は一・三とい
う出方はない。二なら二、一なら一という算出
のはじき方になつておる。私はこう解釈してお
るのですが、特定局と普通局であるといふこと
によつて、その定員の算出の根拠の基礎が違ふ
といふことはあり得ないと思ひますが、どうな
んですか、その辺は。算出をした結果が違ふの
であつて、基準の根本は違わぬと思ひます。

○武田(功)政府委員 集金能率の点で多少基準に
なります数字を変えておると承知しております。

○森本委員 そうすると、その場合はそれほど大
局に影響はないわけだね。結局単独と総合との違
いは、一方では一・三、一・二、要するに人間を
そんなに割るということではけしからぬけれども、
現実には数字の上では〇・四、〇・七というな
のはじき方をしておる。しかしながら一方はこれ
を一か二か三か、こう割り切つておる。そうい
うことではしょうが、そんなに保険事業そのもの
の根本的基準を特定局と普通局といふことによ
つて変えなければならぬ理由はないでしょう。た
だあえて集金の問題についてあるというならば、
先ほど局長が言つたように、普通局のほうは町並

みがつておる。それから特定局のほうは町並みが離れておる。だからその集金の差が若干出てくるといふことは、私はそれは言えると思うのだ。

しかしそれ以外の、たとえば内務定員についても、外務定員その他の問題についても、それが著しく根本的に違いをしなければならぬという理屈には私はならぬと思う。そうすると、単独服務と総合服務の算出の基準の基礎は、それほど違わぬじゃないか。出てきた数字が非常に違ってくるから、これは総合服務と単独服務は違った形になつておる、こういうことじゃないですか。

○武田(功)政府委員 大体さうでございます。○森本委員 そういたしますと、この一ページにあるところの「総合定員配置局の定員が過剰の形となつてゐる」といふことはどういう意味ですか。

○武田(功)政府委員 この「過剰の形となつてゐる」といふような表現を使ひましたのも、大体いま先生御指摘のような問題ございまして、あるいは端数の整理とかそういうふうなことからいきまして、出ました姿が一応そういうふうなうちに確かなつておる。これは行管が調べました当時の姿はそういうふうになつておつたというふうなことを言つたわけでございます。

○森本委員 それはだから、あなたの方のほうは行管の命令にそのまま従ふ必要はないといふことで、こういう文章を書いておるわけだ。総合定員の配置局が、定員が何で過剰になる。過剰になる必要はない。これはたしか総合定員の服務については四拾五人をしておるはずだ。だから五・四と出た場合には五になつておるはずだ。だからそこは○・四損をしておるわけだ。五・五以上になつた場合に初めて六になつておるからそこは得をしておる。だからそれを全部全国的に累計してみると、損か得かわからぬよ。それを郵政省自体が、これは「総合定員配置局の定員が過剰の形となつてゐる」といふふうに認めるという形式で行政管理局に回答するといふことは、これはばくちちよつとおかしいと思う。だからこういう文章は

一体どこから出てきたか、これは大臣に聞いてもよいが、正式に大臣から行政管理局の長官に送つておる文書だから。どうなんだ、これは。

○武田(功)政府委員 この点は当時行管ともいろいろと議論のあつた点でございます。ただそのときに使ひました能率基準を機械的にはめました姿はこういうふうになる。でございますから、確かに数が違つたといふのは、これは当時突き合わせました資料ではさうございまして、私どももそういう形になつてゐるというふうな表現で一応は認めた形でございます。

○森本委員 それなら、「総合定員配置局の定員が過剰の形となつてゐる」といふことを具体的に数字で述べてください。私は絶対にないと思ふ。それで、そういう行政管理局のいうことに現場の諸君がそのまま服従せねばならぬことではない。もし「総合定員配置局の定員が過剰となつてゐる」といふことであるとすれば、過剰となつてゐるといふことを具体的に数字をあげて説明願ひたい。

○武田(功)政府委員 当時の資料からまいりますと、確かにこの総合配置局を、先ほど申しますやうな能率基準を機械的にはめますと、無集配局で三百何名といったやうな姿にはなつたわけでございます。

○森本委員 集配局だつて総合配置だから、無集配局だけで三百名余といふことはあるはずがない。それから無集配局において外務の定員をはじておることは一つもないはずだから、内勤の定員をはじておるだけなんだから、そうすると無集配局の内勤の定員で○・一以上はじておるところの無集配局といふものはないはずだ。大体は○・五か○・六ぐらいしかはじてないわけだ。それなら一体三百名の過剰といふことは、無集配特定局の保険事業が何ぼであつて、何名出ておつて、これが何ぼになつておるかといふことを、全部具体的に数字をあげてください。こんなことは絶対ないよ。

○武田(功)政府委員 ただ、ただいまの問題は内勤の別はございませぬ問題でございまして、特に無集配の場合は御指摘のとおりでございます。ただ、この点が行政管理局との調査のときにもたいへん問題になつたわけでございます。無集配局におきましては、保険はいま御指摘のように○・一を持つております。これをそのまま計算いたしますので、事務量に比して、保険のほうを持ち出したあるいは過剰繰り入れだといふことを申すのでございますが、私も、確かに出した姿はさうではあつても、これはやはり総合服務と同時に無集配でも保険事務をとつておりますし、また郵便局は郵便、貯金、保険と三事業をやつておるといふことにおいて意味がある。したがつて保険事業が形の上で○・一持つことは、私はいわば看板料と申しますが、かりにさうであつてもそれでいいではないか、こういうことを申したのでございしますが、御指摘のようなことで、形としてそんなふうに出たわけでございます。

○森本委員 無集配局が○・一持つておるといふことはどういふ意味ですか。全無集配局が最低限度○・一といふ数字をはじておる、こういうことですか。

○武田(功)政府委員 さうでございます。○森本委員 全無集配局が○・一はじておつて、それにさらにそれぞれの業務量に応じてつけて加えておるわけですか、保険を。

○武田(功)政府委員 さうすると、無集配で一番多い保険業務量は何ぼですか、最高が、どの程度数字が出ておりますか。わからなければあとでもいいのだ

が……

○武田(功)政府委員 後ほど調べましてお答え申し上げます。○森本委員 かりに無集配に○・一、全部平均して最低限度出ておるといふことになるのならば、無集配はいま全国で幾らありますか。

○武田(功)政府委員 約一万六千六百でございます。○森本委員 そうすると、一万六千六百を直すと、これが大体千六百人といふことですか、千六百人のうちで事実上保険をほとんど扱つていないという無集配局はどのくらいありますか。だからおそれそれを言つてゐるわけだらう、行政管理局は。

○武田(功)政府委員 一万六千六百の○・一でございまして千六百でございますが、保険を全然扱わないといふ形のものはないのではないと思ひます。

○森本委員 それはありますよ。ない局はないといふのはどういふ意味だ。あなた郵便局の現場を知らぬな。無集配郵便局において保険を全然取り扱わないといふことはありますよ。保険局長、そんなことじゃ保険局長はつとまらぬよ、君。郵政局長もやつたことがあるはずだから、あなた、それはあるはずだよ。

○武田(功)政府委員 あるいは私の考え違ひかも知れませんが……

【委員長退席、志賀委員長代理着席】

○森本委員 それは要するに郵便年金の支払い事務をやらぬ、それからいわゆる募集も全然ないといふ局がありますからね。そういう局はこれは当然出てくるわけだ。だからそういう局がこの千六千の中ほどの程度あるか、おそろくそういうことを行政管理局はさしておると私は思ふ。しかし、もしそれを行政管理局がさしておるとするならば、それは確かにその点はある程度の射ておると思ふ。しかしながら、それ以外に、保険、年金の取り扱いについて、やはりマイナスの面もあると思ふ。そういうところのプラスマイナスを考えた場合に、私はここにでてくるところの、総合定員配置局の定員が過剰の形となつておるといふやうな書き方は非常におかしいと思ふ。これはいま無集配局の○・一といふものを全国平均に出してあるから、それがさうだといふことになると思ふならば、そういう書き方にしないと——総合定員配置局といふものはいまどのくらいありますか。

○武田(功)政府委員 四千八百局程度と承知しております。○森本委員 そんなことあるか、もつとある。全部で二万あるわけで、そのうち普通局をのけたら

いいじゃないか。一万六百萬も総合定員だから、そんなことあるか。

○武田(功)政府委員 いま申し上げましたのは、先ほど申し上げました無集配を除きました数でございますので、集配局は四千八百でございます。

○森本委員 そうすると、結局一万五千程度総合定員の配置局がある、こういうことになるわけだけれども、そうするとこの書き方からいくと、いま言った一万六千なり五千の総合配置局というのが、すべて保険年金の定員については過剰であるというふうにとられてもしかたがないわけだ。それならいまの無集配局の○・一以外にこの総合定員の過剰というところはどこにあるかね。その一万六百萬という数字はわかったから、一万六百萬という数字の中において具体的に郵便年金の支払いをやっておるところあるいは年間ある程度募集したというところは、これは○・一でも過剰にはならぬわけだ。そうすると、その中に○・一で非常に過剰であるというところは、ほとんど保険年金を扱わないところと過剰であるところ、これは言える。ところがその他の集配局における問題についてはそうではないというふうにわれわれは解釈をしているわけですから、そうすると、このいまの○・一以外に、保険の総合定員配置局における定員が過剰という要素がほかにあるのかどうか、こういうことを聞いておるわけですよ。

○武田(功)政府委員 これは行管の指摘のものと相対応いたした形で書きましたものでございまして、行管との当時の論点もいま御指摘のような問題でございまして、問題は主として○・一の問題でございします。

○森本委員 そういたしますと、○・一の問題については、ほとんど保険を取り扱わぬという無集配局はどの程度ありますか。そこによって初めて数字が明らかになってくるわけだ。一千六十という数字の中にそれがどの程度あるか、それがいま言うところの総合定員の配置局の定員が過剰ということになってきてもやむを得ぬ、しかしそれは

全国の保険年金のすべての定員の中における比重はどの程度であるかというのを考えた場合には、こういうふうな書き方をわざとしなければならぬということにはならぬ。この書き方からするとするならば、千六十のほとんどの局が保険関係については過剰であるというふうにとられてもやむを得ぬ。これを見たら全国の集配特定局の保険関係の従業員はがっかりしておりますよ。いままでさえ定員が足らぬ足らぬ、募集でしりをたたかれる、集金はがんがやかましく言われる。こういう時期において、まだおまえのところは定員が余っておるといふような印象を受けるようなことを言われたのでは、全国の集配特定郵便局の職員の士気に影響すると私は思う、みんな定員が足らぬ足らぬと言っておるのだから。だから、千六十の中に保険を一件も取り扱わぬという局がどの程度あるか。これはいますぐわからなければあとでひとつ——もう十二時になりましてから、本日はこの程度で質問はやめますから、いま私が言ったような内容について、十分御検討願っておきたい。そして次の機会に今度大臣にいろいろ聞きたい、こう思いますので、大臣もひとつせつかく御勉強願っておきたい、こう思います。

以上です。

○志賀委員長代理 次会は来たる六月一日午後一時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

昭和四十二年五月二十九日印刷

昭和四十二年五月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局